

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

和光市監査委員

監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年3月18日

和光市監査委員 光實 圭一

和光市監査委員 内山 恵子

令和7年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和7年12月5日から令和8年2月27日まで（委員監査日：2月19日）

3 監査の範囲

令和6年度和光市民プールの指定管理に係る出納その他の事務の執行について

4 監査選定基準及び監査対象団体

(1) 監査選定基準

令和7年度監査計画に基づき、指定管理者が管理を行っている市の施設の中から次のとおり抽出した。

ア 指定管理者

PFI和光市広沢株式会社

（指定管理施設：和光市民プール）

※ [和光市広沢複合施設整備・運営事業維持管理及び運営業務等委託契約書] に基づき、PFI和光市広沢株式会社が株式会社ティップネスに市民プールの維持管理業務、運営業務、備品等の設置及びこれに関連する業務を委託している。

イ 指定期間

令和3年12月4日から令和23年3月3日まで

ウ 所管課

教育委員会事務局 スポーツ青少年課

5 監査の着眼点

(1) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

（ア）法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

（ア）和光市や和光市長等との協議、通知及び各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

（イ）協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

（ウ）市民プールの管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。さらに、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。

（エ）経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。

（オ）事業報告書の提出は期限内になされているか。

（カ）事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

（キ）経費節減は図られているか。

- (ク) 住民の平等利用は確保されているか。
- (ケ) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。
また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。
- (コ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (サ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- (シ) 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。
- ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。
- (ア) 運営の役割、責任分担、リスク分担等が適切に行われているか。
- (イ) 構成員間での情報交換、ノウハウの相互活用、意思決定が適切かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 共同事業体名義による指定管理に係る資金専用口座を開設しているか。
- エ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- (ア) 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。
- (イ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (ウ) 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (エ) 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。
- オ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- カ 市民プールの管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 市民プールの管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(2) 所管課

- ア 市民プールの管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (ア) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- (イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正かつ迅速に行われているか。
- (ウ) 指定管理者が共同事業体の場合、共同事業体協定書を確認しているか。また、代表者の権限や構成員の役割分担及び責任分担等は明確になっているか。
- (エ) 自主事業の承認は適切か。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- (イ) 指定に当たって、学識経験者等の意見等を聴いているか。(条例等で義務付けられている場合)
- (ウ) その他指定の手続は条例等に基づき適正に行われているか。
- (エ) 公募を行わないで指定管理者を選定した場合、その選定理由は適切か。
- (オ) 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ア) 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。

- (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
- (ウ) 区分経理を明記しているか。
- (エ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- (オ) 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (カ) 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。
- (キ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。
- サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

6 監査の方法

指定管理者及び監査対象所管課より必要な資料を求め、令和6年度和光市民プールの指定管理に係る出納その他の事務が適切に執行されているかを主眼とし、関係書類の調査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施する。

第2 監査の結果

1 施設の概要

- (1) 名称
和光市民プール
- (2) 所在地
和光市広沢1番5-54号
- (3) 設備
25mプール(コース幅2.25m×7コース×標準水深1.1m(可動床))
幼児用プール(9m×10.15m×水深57cm)
ジェットバス、採暖室、更衣室
- (4) 利用時間・休館日
午前9時00分から午後9時00分まで
定期休館日：毎月第2・第4木曜日(祝日にあたる場合は翌平日が休館日)、
年末年始(12月29日から1月3日まで)

2 施設運営

(1) 開館日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数 (日)	28	29	28	29	29	28	29	28	26	20	26	29	329
休館日数 (日)	2	2	2	2	2	2	2	2	5	11	2	2	36

(注) 1月4日から1月10日までは換水休館

(2) 利用者数

市民プール利用月	利用区分	令和6年度(人)	前年度差(人)	前年度比
4月	個人利用	2,577	241	110%
	団体利用	0	0	—
5月	個人利用	3,085	614	125%
	団体利用	20	-22	48%
6月	個人利用	3,516	911	135%
	団体利用	1,077	-149	88%
7月	個人利用	4,772	-451	91%
	団体利用	688	284	170%
8月	個人利用	5,289	513	111%
	団体利用	175	175	—
9月	個人利用	4,159	720	121%
	団体利用	1,767	-165	91%
10月	個人利用	2,708	248	110%
	団体利用	340	176	207%
11月	個人利用	2,338	-38	98%
	団体利用	0	0	—
12月	個人利用	1,821	-236	89%
	団体利用	0	0	—
1月	個人利用	1,799	281	119%
	団体利用	0	0	—
2月	個人利用	2,806	539	124%
	団体利用	0	0	—
3月	個人利用	2,611	187	108%
	団体利用	0	0	—
	個人利用 計	37,481	3,529	110%
	団体利用 計	4,067	299	108%

(3) 事業

- ・ 指定事業…指定管理者として実施する事業。運營業務内容については、事業者の提案を踏まえて決定する。令和6年度は『プールおむつde遊ぼう（通年）』
- ・ 自主事業…市民及び利用者の利便向上に寄与するもので、提案により事業者が自らの負担にて実施する事業。得られる収入については、事業者の収入とすることができる。有料スクール等。

事業実施回数

単位：回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
指定事業	17	16	17	23	30	16	17	15	8	11	10	11	191
自主事業	92	94	131	140	113	123	125	120	126	104	131	123	1,422
計	109	110	148	163	143	139	142	135	134	115	141	134	1,613

事業参加者数

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
指定事業	132	117	158	296	334	300	134	61	46	74	36	64	1,752
自主事業	3,410	3,598	4,080	4,448	3,957	4,327	3,981	3,886	3,687	3,154	3,897	3,784	46,209
計	3,542	3,715	4,238	4,744	4,291	4,627	4,115	3,947	3,733	3,228	3,933	3,848	47,961

3 令和6年度市民プールに係る収入

単位：円（税込）

項目	計画	実績	差異
営業収入	114,506,672	165,909,619	51,402,947
サービス購入料 I	58,650,304	58,650,304	0
市民プール利用料金収入	12,599,317	14,383,000	1,783,683
市民プール民間公共の事業収入	42,187,200	92,132,515	49,945,315
市民プール学校利用料金収入	1,069,851	743,800	△ 326,051

4 サービス購入料（市が指定管理者に支払うサービス購入料）

- ・ I - 1 …市民プールの維持管理及び運営（修繕を除く）に係る費用
- ・ I - 2 …市民プールの修繕に係る費用

令和6年度第1四半期（I - 1）	14,311,951 円
令和6年度第2四半期（I - 1）	14,311,951 円
令和6年度第3四半期（I - 1）	14,311,951 円
令和6年度第4四半期（I - 1、I - 2）	15,714,451 円
令和6年度（計）	58,650,304 円

5 監査委員の意見

和光市民プールの指定管理者であるPFI和光市広沢株式会社及び所管課のスポーツ青少年課について、現地調査、補助監査及び監査委員による監査を行った結果、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部において改善・検討を要する事項も見受けられたので、意見として以下のとおり述べる。

(1) 指定管理者について

施設の管理運営は、和光市民プールの管理運営に関する基本協定書に基づく業務計画書及び業務報告書の提出を確認するとともに、おおむね適正に管理されているものと認められた。

また、業務報告書からは、施設のキャパシティと利用数の兼ね合いを課題と捉えるも、指定事業のみならず自主事業に力を入れるなど様々な工夫により利用者数を確保し、設置目的に適った管理運営を行っていることが伺える。モニタリング評価資料等でも、そうした運営努力を評価し、今後更なるサービス向上を期待しており、良好な管理運営が行われていることが確認できた。

一方で、市民プールにおける備品管理については、備品の台帳は整備されているものの、備品本体と台帳の突合には台帳の写真のみ行っており、管理票等が備え付けられていないことが確認された。また、備品の把握が購入時の担当者の認知に依存していること、廃棄についてのルールも定められていないことが確認された。このため、担当者の変更や経年劣化等による廃棄が生じた場合においても、備品の適正な管理が継続的に行われるよう、改善を望むものである。

また、PFI和光市広沢株式会社としての支出については、PFIと指定管理者制度を併用していることから、内訳が確認できず、指定管理業務に係る収支の実態を十分に把握できない状況があった。更に、年次総括書等において誤字や収入額、事業参加者数に誤りがあったので、今一度確認いただき、内訳については整理していただきたい。

(2) 指定管理者に対する指導監督等について（所管課）

要領に定められたモニタリングを行っており、指定管理者と各事業に関する情報及び認識を共有し、適正な指導監督が行われていることを確認した。モニタリングについては、PFI

事業のモニタリングと、指定管理者のモニタリングを実施しているが、指定管理者のモニタリングは、基本協定では四半期ごとに実施すると定め、和光市民プール指定管理者モニタリング要領では半期ごとに実施すると定めている。実際の実施については、半期ごとの実施と確認したので、基本協定の見直しが必要と考える。また、個人情報の保護についての定めにおいても、引用規定の改正等から修正が必要と思われる箇所があることから、改めて基本協定の内容の確認と見直しを行うよう希望する。

なお、モニタリング要領に係る起案を確認したところ、決裁欄に市長と教育長が併せて記載されており、教育長が決裁印を押し、市長が専決となっていた。実務の実情に合わせて、起案の様式等修正が必要と考える。

また、学校貸切使用については、和光市広沢複合施設整備・運営事業要求水準書で、PFI事業におけるサービス購入料とは別途市からSPCへ支払うものとして、延べ利用人数に施設使用料を乗じて算出した料金を設定している。しかし、和光市民プール設置及び管理条例や関係規則における利用料金設定および減免規程に適合しない恐れがあり、その負担においては改めて確認が必要かと考える。

最後に、PFI和光市広沢株式会社においては、今後も、利用者の要望や需要を的確に踏まえつつ、これまで培ったノウハウも十分生かしながら、更なる利用者サービスの向上や利用促進につながるよう、効果的で効率的な事業運営に努められること、また、地元の企業市民として更なる地域貢献に取り組んでいただきたい。